

周南市介護老人保健施設使用料手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市介護老人保健施設使用料手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市介護老人保健施設使用料手数料条例の一部を改正する条例
周南市介護老人保健施設使用料手数料条例（平成16年周南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

多床室	—	377円
-----	---	------

」

を

「

多床室（2人）	特定入所者	377円
	特定入所者以外	857円
多床室（4人）	—	377円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市介護老人保健施設使用料手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
区分	対象	金額（1日につき）	区分	対象	金額（1日につき）
(略)			(略)		
多床室	—	377円	多床室（2人）	特定入所者	377円
(略)				特定入所者以外	857円
(略)			多床室（4人）	—	377円
(略)			(略)		